

攻守の要となる水田農業法人育成事業費補助金交付要綱

制 定 令和 7 年 3 月 24 日付第202500001537号
最終改正 令和 7 年 9 月 2 日付第202500136773号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 3 2 年鳥取県規則第 2 2 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、攻守の要となる水田農業法人育成事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、水田農業の将来を支える基幹的な法人の育成及び県が推進する施策の先導的な取組を支援することで、鳥取県農業生産 1 千億円達成プランに掲げる地域農業の維持発展の実現を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第 1 欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第 2 欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第 3 欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第 5 欄に定める率を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以上の間接補助金を交付する同表の第 6 欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、間接補助対象経費（仕入控除税額を除く。）に別表の第 7 欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、同表の第 8 欄に掲げる額を上限とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成 2 3 年鳥取県条例第 6 8 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第 2 条第 1 項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。

4 間接補助対象経費が、工事請負費及び委託費の場合は、県内事業者が施工及び実施したもの限り補助対象とする。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

5 ビニールハウス等の農業保険法（昭和 2 2 年法律第 1 8 5 号）に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した者は、園芸施設共済、民間の建物共済又は損害補償保険等（天災に対する補償を必須とする。）に加入するものとする。

(交付申請の時期等)

第 4 条 本補助金の交付申請は、知事が定める日までに行わなければならない。

2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は様式第 1—1 号によるものとし、別表の第 1 欄に掲げる事業のうち追加支援にあつては様式第 1—2 号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、間接補助事業者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が 5 パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第 3 に掲げる法人及び同法第 2 条第 7 項に規定する人格のない社団等をいう。）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないとき

は、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第6条 本補助金の交付を受ける市町村（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）の交付に当たり、当該間接交付を受ける事業実施者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。） 、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、 第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更等）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとする時は、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業の中止及び廃止、施行場所（内容）の変更並びに本補助金の増額を定めてはならない。

（指示等の報告）

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、間接補助事業者から報告を受けた時は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号の場合にあつては、間接補助事業の完了の日から30日を経過する日

又は間接補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第2号の場合にあっては、間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(3) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、間接補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1—1号によるものとし、別表の第1欄に掲げる事業のうち追加支援にあっては、様式第1—2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、間接補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに、様式第3号により知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払）

第11条 補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなくてはならない。

（間接的な財産処分の承認）

第12条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

（収益納付）

第13条 補助事業者は、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなくてはならない。

（提出先）

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は所管の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターを

いう。)の長に提出しなければならない。

(雑則)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和7年9月2日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 対象事業	2 間接補助事業者	3 間接補助対象経費 (上限)	4 間接補助対象 経費上限額	5 間接 補助率	6 補助 事業者	7 補助率	8 補助 上限額
攻守の要となる水田農業法人育成事業							
1 基本支援	攻守の要となる水田農業法人育成事業実施要領（令和7年3月24日付第202500001538号鳥取県農林水産部長通知。以下「要領」という。）第3において定める者	水稻作付面積の拡大、経営の安定化等に資する機械施設整備等に要する経費	100,000千円	2／3	市町村	1／2	50,000千円
2 追加支援		1 基本支援の間接補助対象経費の実績額に5％を乗じて得た額に、要領第5の2の(1)の取組の実施が確認できた取組数（ただし、最大2取組とする。）を乗じて得た額	10,000千円	10／10		10／10	10,000千円

様式第 1 — 1 号（第 4 条、第 1 0 条関係）

年度 攻守の要となる水田農業法人育成事業
事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書

1 事業実施主体名

2 事業実施方針

3 事業の内容

種目・項目	数量	単価	金額	備考
		円	円	
		合 計	円	

（注）種目・項目欄には、上段に本事業により導入を予定している（導入した）機械・施設等の名称を記載し、下段に仕様等を括弧書きで記載すること。

4 事業費の内訳

事業種目	事業費	内訳			備考
		県費	市町村費	その他	
	円	円	円	円	
合 計					

5 収支予算（決算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市 町 村					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

6 事業完了（予定）年月日

7 県内事業者への発注（工事請負費、委託費に限る。）が困難である場合の理由
（県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ判っている場合に理由を記載）

8 園芸施設共済等への加入状況

（加入済・今後加入予定（○年○月）・対象施設を導入しない）

※ビニールハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は、施設の利用開始までに園芸施設共済等へ加入すること。

9 他の補助金の活用

(1) 活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

(2) 活用補助金の概要

※活用が有る場合は、補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

(3) その他

※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。

※また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載すること。

10 消費税の取扱い

（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

11 融資担保の有無（有・無）

※事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、別紙に融資の内容を記載して添付すること。

12 添付資料等

(1) 事業の詳細がわかる資料（要領別紙1-1）

(2) 財産管理台帳（様式第4号）※実績報告時のみ

(3) その他、農林水産部長が別に定める書類

別紙

種目・項目	間接補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	

※記入欄は、必要に応じて追加すること。

様式第 1 ― 2 号（第 4 条、第 1 0 条関係）

年度 攻守の要となる水田農業法人育成事業(追加支援)事業計画書（実績報告書）

1 事業実施主体名

2 事業の内容

追加支援の対象となる基本支援の内容	事業実施年度	
	間接補助対象経費の実績額	
交付申請額	円	
追加支援の内容	取組数： （要領第 5 の 2 の（ 1 ）の ）	
追加支援の実施状況確認結果通知	年 月 日付第 号	

3 添付書類

- （ 1 ）対象となった基本支援にかかる間接補助対象経費のわかる書類
- （ 2 ）追加支援の実施状況の確認結果通知の写し

職氏名

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった攻守の要となる水田農業法人育成事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

本補助金の間接補助事業は、「攻守の要となる水田農業法人育成事業」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・とする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、攻守の要となる水田農業法人育成事業費補助金交付要綱（令和7年3月24日付第202500001537号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、2の（2）の交付決定額（変更された場合は、当該変更後の額）のいずれか低い額により行う。

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

なお、事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が規則第５条の申請書に記載してある場合は、県の承認を受けたものとする。

様

住 所
実施主体 氏 名
(名称及び代表者の氏名)

〇〇年度仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった攻守の要となる水田農業法人育成事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、攻守の要となる水田農業法人育成事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付された補助金等の額の確定額（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）
金 円
- 5 添付資料
 - （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第3号 別紙（第10条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 事業実施主体名
- 2 事業実施主体住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

（1）補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分		課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売 上対応分	共通対応 分	非課税仕入 れ	合計
経 費 の 内 訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

（2）課税売上割合 〇〇％

（3）補助金に係る仕入控除税額の計算方法

様式第 4 号（様式第 1 号添付資料）

財 産 管 理 台 帳

法人名 _____

事業実施年度		年度	攻守の要となる水田農業法人育成事業費補助金										
事業の内容			工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要
工種構造施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業 費	負担区分			耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内 容	
						県費	市町村費	その他					
合計													

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。